

業務仕様書

1 業務の名称

福島県楡葉原子力災害対策センター無停電電源装置蓄電池交換業務

2 業務の概要及び目的

福島県楡葉原子力災害対策センターに設置されている無停電電源装置の蓄電池を交換するに当たり、福島県（以下「発注者」という。）が、受注者の請け負う業務に必要な仕様について定めるものである。

3 業務の実施箇所

福島県楡葉原子力災害対策センター

所在地：福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務内容

(1) 無停電電源装置始動用蓄電池交換

なお、蓄電池交換後は本装置が正常に動作するかを確認すること。

(2) 既設蓄電池廃棄

撤去した蓄電池については、「使用済鉛蓄電池の適正処理について（廃棄環廃産発第050330009号）」に則り、適正に処分すること。

6 対象設備・交換対象

楡葉原子力災害対策センター

(1) 対象設備

無停電電源装置（T72S5D75D533 株式会社東芝）

(2) 交換対象

制御弁式据置鉛蓄電池 144 個

【型式等】

組電池名称：SNSX-200

蓄電池名称：SNS-200

組電池容量：200Ah(10時間率)

製造会社：株式会社GSユアサ

7 費用負担

本業務に必要な下記の事項に必要な経費は、施設の光熱水費を除き受注者の負担とする。

- (1) 本業務中における機器及び施設に及ぼした障害等の復旧に要する経費。
- (2) 本業務に必要な移動、配送に係る経費（事故時の措置費用、燃料代を含む）及び旅費。
- (3) 本業務に必要なとなる機器及び機材等に係る経費。

8 業務実施に係る提出書類

- (1) 業務着手時・・・業務着手届、緊急時連絡体制表、業務従事者名簿 1部
- (2) 業務完了時・・・業務完了届、業務実施報告書 1部

9 業務従事者

- (1) 業務従事者は、設備の点検等業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (2) 発注者は、業務従事者として不相当と認めた者について、受注者と協議して交代を求めることができる。

10 その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に明記されていない事項または事項の解釈に疑義が生じた時は、その都度発注者と協議するものとする。